

銀行振込みによる公売保証金の提供についての注意事項

銀行振込みによって公売保証金の提供を行う場合は、以下の事項にご留意ください。

1 公売保証金の振込み

公売保証金の振込みは、公売の入札者でなければできません。

公売保証金の振込みと公売の入札者が異なる場合は、入札は無効となります。

2 公売保証金の提供時期

公売保証金は、公売保証金の提供期限までに下記口座に入金済みとなる必要が
必要です。

振込手数料は入札者の負担となります。

公売保証金は振込み後、その取消し又は変更はできませんのでご注意ください。

3 振込金領収書の提出

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に、金融機関から交付された振込金受領
書（原本）を貼付し提出してください。インターネットバンキングを利用した場合、
振り込んだ旨を確認できる画面等を出力し、貼付してください。

公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送します。

4 最高価申込者とならなかった場合の保証金返還方法

開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金を「公売保証金
振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の
口座へ、振込みにより返還します。

5 公売保証金の振込み先

金融機関	西日本シティ銀行 本店
預金の種類	普通預金
口座番号	7 1 4 7 9 6
名義人	福岡国税局 フクオカコクゼイキョク

※ 振込人氏名の前に売却区分番号を記載してください。

(例) ○○○-○ 国税太郎